

登録研修機関業務規程（第1号・第2号研修）

1 目的

この規程は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（以下「規則」という。）及び「喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知）」（以下「要綱」という。）に基づき、ライブアシストが行う喀痰吸引等研修（第1号・第2号研修）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 研修機関の名称及び所在地等

研修機関の名称	株式会社ライブアシスト
研修機関法人名	株式会社ライブアシスト
研修機関所在地	鳥取県米子市祇園町1-25
研修機関連絡先	0859-33-4700

3 研修課程

ライブアシストが行う研修は、次のとおりとする。

第1号・2号研修

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含む。

4 受講資格及び定員

(1) 受講資格

受講者は、次の要件を満たす者とする。

ア 島根県、鳥取県に住所がある者。

イ 島根県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、グループホーム、訪問介護事業所等に勤務している介護職員等（介護福祉士を含む。）

※介護療養型医療施設等医療機関に所属する介護職員等は、当該研修の受講対象者に含まない。

※看護師・准看護師等の有資格者は、当該研修の受講対象者に含まない。

(2) 募集定員

1回の定員は、10人とし、年2回以上実施する。

5 実施期間

受講者の募集期間及び研修実施期間は、下記のとおりとする。

	募集期間	研修実施期間		
		講義	演習	実地研修
1回	8月	8月～9月	10月	10月～翌年1月
2回	5月	5月～6月	6月	6月～翌年1月

6 実施場所

(1) 講義

講義は、原則としてライブアシストで行う。

(2) 演習

演習は、原則としてライブアシストで行う。

(3) 実地研修

(実地研修を登録研修機関で行う場合)

実地研修は、原則としてヘルスケアアパートメント東出雲で行う。

(実地研修を委託する場合)

実地研修は、原則として受講者自らが所属する法人の施設又は事業所（以下「実地研修機関」）で実施する。受講者自らが所属する法人の施設等で実施できない場合は、ライブアシストと覚書を締結した島根県内の介護保険施設等で行う。

7 実施方法

(1) 研修講師

必要講師人数 2 人以上。（講師名簿については別紙講師一覧のとおり）

(2) 講義

講義は、原則として 7 日間、開講時間は 9 時 00 分から 18 時 00 分とし、あらかじめ定めたカリキュラムに沿ったもので行う。

(3) 筆記試験

筆記試験の実施は、講義終了後の翌日から 1 か月以内に実施するものとし、試験日 10 日前までに、受講者に試験日を通知する。

なお、筆記試験の内容は、客観式問題（四肢択一）とし、出題数 30 問、試験時間 60 分とする。

(4) 演習

1 回の演習は、原則として 1 日間、開講時間は 10 時 30 分から 15 時 10 分の実施とする。

演習は、1 回 10 人で実施し、1 グループあたりの受講者数は 5 人以内とし、1 グループに対し 1 人以上の演習指導講師を配置し、指導及び評価を実施するものとする。

(5) 実地研修

(実地研修を登録研修機関で行う場合)

「業務方法書」及び「要綱」に従い、下記のとおり実施する。

- ① ライブアシストの管理者は、指導看護師の指導の下で実地研修を受ける介護職員等がたんの吸引等の行為を行うことについて、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修説明書（様式 2）により説明を行い、書面による同意を得る（様式 3）。
- ② 実地研修にあたって、当該利用者のかかりつけ医等の医師の書面等による必要な指示を受ける（様式 1）。
- ③ 医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下で、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画を作成する（様式 7）。
- ④ 指導看護師は、かかりつけ医等の医師や介護職員等の関係者とそれぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認のうえ、指導を行う。
- ⑤ 実地研修の実施結果について実施状況報告書（様式 8）を作成し、かかりつけ医等へ報告する。
- ⑥ 実地研修においてヒヤリハット事例が発生した場合は、指導看護師は「ヒヤリハット・アクシデント報告書」（様式 9）を活用し、ライブアシスト管理者へ報告すること。
- ⑦ 実地研修において事故が発生した場合には、速やかに指導を行っている医師等に報告し、適切な措置を講じる。

(実地研修を委託する場合)

別添実地研修に関する取扱要領に基づき行う。

(6) 使用テキスト等

講義、演習に使用するテキスト及び研修に要する機器は、研修委員会で決定したものを使用する。

8 受講料

(1) 受講料金

区 分	料 金		
基本研修（講義）	200,000 円（テキスト代・講義・演習・筆記試験含む）		
基本研修（筆記試験）			
基本研修（演習）			
実地研修	研修課程等	他施設実習の場合	自施設実習の場合
	第一号研修	他施設では行わない	50,000 円
	第二号研修	他施設では行わない	25,000 円
	人工呼吸器装着者*上記金額とは別に必要。	他施設では行わない	基本研修に含む
損害保険	株式会社ライブアシスト職員 施設保険 外部の受講生は、自施設で掛けるものとする。		
補講（筆記試験不合格者）	1,000 円*筆記試験の再受験料を含む。		

(2) 徴収方法及び返還に関する規定

ア 受講料は、受講決定後に所定の期日までに研修課程に係る所定の金額を（振り込むものとする。）又は(研修初日に持参し支払うものとする。)

イ 受講料の支払いを受けた場合は、受講者に対し領収書を交付するものとする。

ウ 支払いのあった受講料は、1年間有効とし、受講者は、1年間の間で全ての課程を修了しなければならない。

エ 上記アからウにおいて支払いを受けた受講料は、原則として返還しないものとする。

ただし、8(1)に記載する基本研修（講義）、基本研修（筆記試験）、基本研修（演習）、実地研修のそれぞれの区分において、やむを得ず研修を中断又は終了する場合は、研修途中のものを除き、以降の区分の受講料は返還できるものとする。

(3) 受講料免除の規定

ア 既に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている等により、「9(2)免除科目の確認方法」において免除が確認された場合は、研修受講料の一部を免除する。

イ 実地研修で修得すべき全ての特定行為の実地研修について、自らの所属する法人において実施する場合は、実地研修の受講料を免除する。

ウ その他、ライブアシストの管理者が認める必要な場合は、受講料の一部を免除することができる。

9 受講者募集及び受講手続き

(1) 受講者募集及び決定の方法

ア 周知方法

受講者募集 1 か月前まで全事業所に周知をするとともに、ライブアシストのホームページへの掲載及び関係団体、近隣の介護保険施設及び障害者支援施設等への通知により、広く周知を図る。

イ 受講資格の確認

提出された受講申込書に基づき、書面もしくは聞き取りにより受講資格の確認を行うものとする。

ウ 受講者選定の方法

定員を超える申し込みがあった場合は、次の優先事項を考慮し、選考を行うものとする。

[優先事項]

- ・ 喀痰吸引及び経管栄養の利用者の多い施設からの申込者を優先。
- ・ 自ら所属する法人の施設での実地研修が可能な申込者を優先。

エ 受講可否の通知

受講の可否については、本人あてにその結果を書面により通知するものとする。

オ 受講決定の取消し

受講申込の際に申告した書類に虚偽の記載があった場合には、受講の決定を取り消す。

(2) 免除科目の確認方法

ア 免除科目

免除科目は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」(平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号社会・援護局長通知) 2 の (4) に基づき行う。

イ 免除科目の申請方法

受講申込書の提出の際に、申出書により申請をする。

ウ 免除科目の確認方法

イの申出書とともに、認定特定行為業務従事者認定証の写し及び研修修了証又は受講証明証等の写しを提出させることにより、確認を行うものとする。

10 基本研修及び実地研修の修了評価方法

(1) 基本研修（講義）の修了評価方法

所定のカリキュラムの全て受講した者が筆記試験を受験できるものとし、研修委員会で策定した筆記試験の総正解率が 9 割以上のものを合格とする。

(2) 基本研修（演習）の修了評価方法

規則及び要綱に基づき、演習指導者による評価を実施し、習得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば修了認定を行うものとする。

(3) 実地研修の修了評価方法

(実地研修を登録研修機関で行う場合)

規則及び要綱に基づき、指導看護師による評価を実施し、ライブアシストが習得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば修了認定を行うものとする。

(実地研修を委託する場合)

別添実地研修に関する取扱要綱に基づき行う。

(4) 遅刻、早退、欠席の取扱い

講義、演習に関し、遅刻、早退、欠席があつた場合には、当該科目の修了は認めないものとし、再度その科目について研修を受講するものとする。

その場合の補講は、次回講習にて行うものとする。

11 研修修了者の一覧表の提出方法

喀痰吸引等研修の過程ごとの研修修了者、一覧表を定期的に県知事に提出する。

12 補講の実施方法

筆記試験を不合格となった者のうち、総正解率 7 割以上の者に対し、補講を行うこととする。

補講は、計 7 時間以上とし、研修講師又は研修委員会で検討した内容について講義を行うものとする。

補講の修了を認めた者に対し、筆記試験を再度実施する。

13 研修委員会の設置

(1) 委員構成

委員は、別紙の研修委員会委員名簿のとおりとする。なお、研修講師 4 名以上、(登録研修機関名)の担当事務職員 1 名、医師 1 名、看護師 2 名以上で構成するものとし、実地研修施設の職員、その他学識経験者等から必要に応じて選出するものとする。

(2) 開催時期

毎年度の第 1 回目の研修の募集通知をする 1 か月前に開催するものとし、その他検討が必要な事例が発生した場合に随時開催するものとする。

(3) 検討内容

- ・ 毎年度の研修計画（研修実施日程、研修会場、実地研修機関、場所、定員、研修講師、研修教材等）
- ・ 修得程度の審査方法（筆記試験、演習評価方法、実地研修評価方法）
- ・ 実地研修における安全管理体制に関する事項
- ・ その他

14 実地研修の安全管理

(1) 安全管理体制の整備

実地研修機関の実地研修指導者、管理者等に対し、実地研修の実施方法に関する説明会の開催等により周知を図り、安全管理を徹底するものとする。

また、ヒヤリ・ハット事例を蓄積し、研修委員会において、安全管理体制について協議をし、講義・演習時に事例紹介等により注意喚起を行うものとする。

(2) 損害保険の加入

実地研修中の不慮の事故に対応するため、実地研修受講者全てが損害保険の加入をするものとする。

(3) 事故発生時の対応

ア 事故が発生した場合には、実地研修機関において、医師、看護師及びその対象患者の家族及び市町村等に速やかに連絡し、必要な措置を講じる。

イ 実地研修機関から連絡を受けたライブアシストは、その状況を確認し、県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

ウ ライブアシストは、実地研修の対象患者に対する研修実施における賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

エ ライブアシストは、事故が発生した場合の対応、再発の防止のための方策を検討し、受

講者、研修講師、実地研修実施機関へ周知徹底する。

15 業務に関して知り得た秘密の保持

(1) 基本的事項

ライブアシストは、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

(2) 個人情報の取り扱いについて

ライブアシストは、県に研修実施状況等を報告する場合を除き、研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用し、又は第三者に提供しないものとする。

(3) 複写、複製の禁止

ライブアシストは、受講生の承諾がある場合を除き、本受講生から研修のために渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製しないものとする。

(4) 秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとする。

16 業務の実施に係る帳簿及び書類の保存期限

(1) 長期保存書類

喀痰吸引等登録研修機関の登録、更新、変更に係る申請書、届出書及び添付書類並びに修了者管理名簿（様式 8-2）は、事業廃止まで永久保存とする。

(2) 5 年保存書類

前号に掲げるほか、業務に係る関係書類は、完結の日から 5 年間保存する。

(3) 廃棄等

関係書類の保存は、確実にかつ秘密が漏れることのない方法により行い、廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(4) 業務の廃止の場合

登録研修機関として廃止する場合は、修了者管理名簿を県に引き継ぐものとする。